

執筆者：

[E-mail](#)  [湯川 雄介](#)

[E-mail](#)  [チーチャンニェイン](#)

[E-mail](#)  [中島 朋子](#)

※ 本ニューズレターは、2022年8月19日現在の情報に基づいています。

ミャンマー中央銀行(「CBM」)より2022年4月に施行された強制兌換措置について、2022年8月16日付で輸出業者に関する続報がありましたのでお届けします。

CBMが2022年4月3日付でNotification(Notification No. 12/2022)(「4月告示」)を公布し、国内居住者が国外から取得した外国通貨について、一定の例外を除いて1営業日以内のミャンマーチャット(「チャット」)への交換を強制していることは既報のとおりです(当該告示、及びその後の動向については、[2022年4月6日付のニューズレター](#)、[2022年4月8日付のニューズレター](#)、[2022年4月28日付のニューズレター](#)、[2022年5月27日付のニューズレター](#)、[2022年7月15日付のニューズレター](#)、[2022年7月20日付のニューズレター](#)、[2022年8月9日付のニューズレター](#)、[2022年8月18日付のニューズレター](#)をご参照ください。)

2022年8月5日付Notification(Notification No. 36/2022)(「本Notification」)により、輸出業者は、輸出によって得た収入のうち、最低でも65%を、4月告示2条にしたがって、1営業日以内にチャットに交換しなければならず、これに違反した場合には、外国為替管理法に定める法的措置の対象となるとされました。

2022年8月16日付Letter(Letter No. FE - 1/PaKa/1956)(「本レター」)は、輸出業者が輸出によって得た収入の残りの35%については、受領した外国通貨を(i)自己使用すること、(ii)外国通貨の取扱いが認められた銀行(「AD Bank」)以外の第三者に送金すること、及び(iii)AD Bankにおいてチャットに交換することが認められるとしました。

すなわち、本レターは、AD Bankが、外貨口座を保有する輸出業者が輸出によって得た収入に対して、以下の取扱いを行うことを指示しています。

- a. 輸出業者が輸出によって受領した外国通貨の65%は、1営業日以内にチャットに交換すること。
- b. 残りの35%は、輸出業者において、(i)自己使用、(ii)AD Bank以外の第三者への送金、又は(iii)AD Bankにおけるチャットへの交換を行うこと。
- c. 輸出業者以外の企業等に対しては、輸出業者から取得した外国通貨の(i)自己使用、又は(ii)AD Bankにおけるチャットへの交換のみを認めること。
- d. 外国通貨の受領から30日以内に上記b.及びc.記載の行為が行われなかった場合には、受領した外国通貨をAD Bankにおいてチャットへ交換すること。
- e. 外国通貨に関するクロスボーダー取引を行う場合には、Foreign Exchange Supervisory Committeeの許可を得ること。

本レターは、クロスボーダー取引についてForeign Exchange Supervisory Committeeの事前の許可を必要とするLetter(Letter No. FE - 1/PaKa/1957)と同日に発出されました。本レターは、このレター及び本Notificationと平仄を合わせた内容となっており、輸出業者が輸出によって得た収入の35%に関する点以外は目新しい情報を含むものではありませんが、引き続き、強制兌換措置の動向については、注視が必要です。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は [N&A ニューズレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 